

第十六号議案

江戸川区手洗所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区手洗所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 江戸川区手洗所設置及び管理に関する条例（昭和二十八年七月江戸川区条例第
 六号）の一部を次のように改正する。
 第一条中「区民」を「江戸川区民（以下「区民」という。）」に改める。
 第四条中「区長」を「江戸川区長」に改める。
 別表江戸川六丁目手洗所の項及び清新町北緑地手洗所の項を削り、同表に次の
 ように加える。

上小岩親水緑道手洗所	江戸川区北小岩八丁目二九番
興農親水緑道手洗所	江戸川区北篠崎町一丁目九番一〇号
辰巳新橋東詰広場手洗所	江戸川区南小岩六丁目一番
左近川親水緑道手洗所	江戸川区南葛西一丁目三番先
新川西水門広場手洗所	江戸川区北葛西一丁目一六番先
松江橋手洗所	江戸川区東小松川一丁目一番

付 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(説明)

江戸川六丁目手洗所及び清新町北緑地手洗所を廃止するとともに、上小岩親水緑道手洗所ほか五箇所の手洗所を追加するほか、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。